

2024年4月吉日

海風の街自治会
会員各位

海風の街自治会
会長 平尾 徳行

海風の街自治会 定期総会のご案内

日時 2024年4月21日(日)
午前10時より(開場9時30分)
会場 海風の街9号棟集会所ホール

海風の街自治会 2024年度定期総会 式次第

- | | | |
|-----------|-------------------|-------|
| 1. 開会のことば | 成立宣言 | |
| 2. 会長挨拶 | | |
| 3. 議長団選出 | | |
| 4. 議事 | | ページ |
| 第1号議案 | 2023年度活動報告について | ・・・ 2 |
| 第2号議案 | 2023年度収支決算報告について | ・・・ 4 |
| 第3号議案 | 2024年度役員選任(案)について | ・・・ 6 |
| 第4号議案 | 2024年度活動計画(案)について | ・・・ 7 |
| 第5号議案 | 2024年度予算(案)について | ・・・ 9 |
| 5. 議長団解散 | | |
| 6. 新役員挨拶 | | |
| 7. 閉会のことば | | |

全員、出欠確認書をご提出下さい

なお、総会出席の方には会場にて粗品を進呈いたします。

ご挨拶

海風の街の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、海風の街自治会活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

当自治会の活動目標は以下の三つの柱です。

- (1) 防犯、防災を柱とした、安全で安心して住めるコミュニティづくり
- (2) 近隣住民の繋がりを大切にしたコミュニティづくり
- (3) (上記2つを推進するための) 海風の街全体の「ご近所力」のアップ

昨年5月8日に新型コロナウイルスが2類から5類に格下げとなったことで、自治会としても夏祭り(8月26日)、さんま焼き大会(10月28日)、餅つき大会(1月27日)等の季節のイベントをすべて開催することができました。幸い天候にも恵まれ、久しぶりに団地の多くの皆様の明るい笑顔と会話に出会うことができました。

次に、昨年度実施した定例活動を紹介します。

① 定例防犯パトロール(毎月第1土曜日午後8時噴水広場スタート)

12回実施、のべ156名が参加(うち小学生以下43名)

加えて、5月に発生した賃貸棟駐輪場放火事件に対処し、臨時防犯パトロールを実施

(5/15、5/17、5/19、5/23、5/26、5/28、5/31、6/10)全8回のべ42人参加

② 資源回収(毎月第1、第3土曜日)

2023年度は307,920円の収入で、2022年度の340,570円に対し32,650円の減、

また、回収量は57,240kgから51,730kgへ減少しています。

今後ともご協力方よろしくお願ひいたします。

③ 分譲棟防災(安否確認)訓練

例年、管理組合通常総会後の最初のクリーンデーに実施【昨年は7/9(日)】

新年度の管理組合理事・棟別委員になられた方々に向けた安否確認時の役割体験を兼ねた

自治会・管理組合同訓練

本年度も海風の街自治会活動の基本路線は変えることなく、ここに、活動計画、予算の各案を定期総会議案書として上程いたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2024年4月吉日

海風の街自治会

会長 平尾德行

海風の街自治会ホームページ <<https://umikazenomachi.net>>

会員以外の方もメールアドレスを登録していただくことで、災害発生時にはタイムリーな近隣情報を得ることができるデザインとなっています。

海風の街自治会

検索



『第1号議案』2023年度 活動報告

部 門	2023年度活動報告
防災部	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の防災訓練（管理組合共催）7/9（日） 安否確認（分譲全戸対象） ・冬の防災訓練 12/9（土） 防災備品説明および点検・試運転 ・防災備品購入：土のう袋 ・浦安市総合防災訓練、自主防災組織連絡協議会等に参加 ・日の出小学校避難所運営委員会（月1回）に出席
防犯部	<ul style="list-style-type: none"> ・定例防犯パトロール実施（毎月第1土曜日） ・放火事件に対処し、臨時防犯パトロール実施 5/15、5/17、5/19、5/23、5/26、5/28、5/31、6/10 全8回 のべ42人参加 ・浦安市市内一斉防犯パトロール参加（管理組合、これから会協賛）7/15 12/9 ・浦安市防犯キャンペーン参加 7/15 12/9 ・日の出交番連絡協議会出席 10/27 ・年末年始安全パトロールキャンペーン 12/18 ・花火大会団地内警備 10/21
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンデーの実施 ・浦安市の環境事業に対する協力 ・廃棄物減量等推進員連絡会（書面）
文化事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回海風の街「さんま焼きパーティ」の開催：10/28(土) 9号棟前噴水広場 ⇒さんまを400尾購入し、炭火で焼いて配る催し。 お持ち帰りのみの「さんま焼きパーティ」として開催し、無事に終了しました。 ・海風の街ガーデニングチーム花植え（6/10、11/11）を支援しました。 ・日の出中学校敷地内日の出ふれあい農園収穫祭 6/24、11/4 協賛しました。
婦人青少年部	<ul style="list-style-type: none"> ・珈琲サロン開催（第2・4日曜日）、海風の街食堂は休会（第2木曜日） ・子ども会活動の支援、クリスマス電飾 【子ども会活動】 <ul style="list-style-type: none"> ・さんま焼きパーティ（10/28）餅つき大会（1/27）にてお菓子の配布 ・ラジオ体操（7/21、7/22）・クリスマスツリー飾り付け（12/5）
厚生福利部	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字会員募集 6月 ・浦安市社会福祉協議会会員募集 7月 ・赤い羽根共同募金実施 10月 ・歳末助け合い共同募金実施 12月
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会会計の実施 ・自治会費の集金および管理 ・新会員加入促進活動
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・総会・役員会・班長会の開催・運営 ・文書の作成・配布・保管 ・自治会備品の管理、消耗品類の補充
広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会ホームページ（https://umikazenomachi.net/）の運営 ・各部の行事・イベントの開催予告とその報告を中心に広報誌を作成 ・各部の行事・イベント等自治会関連情報を上記HPに掲載

海風の街自治会 2024年度定期総会

定例活動			定例役員会開催（原則毎月第3土曜日 2023年度12回開催）
			自治会連合会出席（原則毎月第2水曜日 2023年度10回開催）
			防犯パトロール実施（毎月第1土曜日 2023年度12回開催のべ156人参加）
			広報紙「自治会だより」（随時、2023年度発行なし）
			資源回収実施（原則第1・第3土曜日）
			珈琲サロン開催（第2・第4日曜日 2023年度21回開催のべ360+人参加）
			海風の街食堂開催（第2木曜日）（今年度は開催できず）
			管理組合棟別委員懇談会出席（7,9,12,3月第2日曜日クリーンデー後）
			管理組合・自治会連絡会開催（今年度は開催できず）
			日の出ふれあい農園参加
			日の出中学校区青少年健全育成連絡会出席（リモート1回、対面1回）
			日の出小学校避難所運営委員会（月1回）に出席
			廃棄物減量等推進員（ビーンズ推進員）連絡会出席（今年度は書面）
	2023年	4月23日	（日）
5月～6月			臨時防犯パトロール 5/15、5/17、5/19、5/23、5/26、5/28、5/31、6/10
5月14日		（日）	クリーンデー（管理組合共催）
6月17日		（土）	班長会開催
7月			自治会費集金
7月9日		（日）	クリーンデー（管理組合共催） 防災訓練（管理組合共催）安否確認（分譲全戸対象）
7月15日		（土）	夏期特別防犯パトロール実施（管理組合、これから会共催）
8月26日		（土）	夏祭り
9月10日		（日）	クリーンデー（管理組合共催）
10月28日		（土）	第11回海風の街「さんま焼きパーティ」の開催 子ども会ハロウィンお菓子
11月25～12月28日			クリスマス電飾実施
12月9日		（土）	冬の防災訓練（防災備品説明および点検・試運転）
12月9日		（土）	歳末防犯パトロール実施
12月10日		（日）	クリーンデー実施（管理組合共催）
12月16日	（土）	自治会館の大掃除	
24年	1月27日	（土）	もちつき大会
	3月10日	（日）	クリーンデー実施（管理組合共催）

【第2号議案】 海風の街自治会 収支決算報告書 その1

1. 一般会計の部

自2023年4月1日 至2024年3月31日 (単位:円)

区分	科目名称	当期予算額	決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	232,481	232,481	
	1. 自治会費	1,050,000	1,024,000	2軒減510世帯×2000円+中途加入4世帯×1000円
	2. 浦安市補助金	397,680	393,280	均等割 168,000円、世帯割 (440円×512世帯=230,560円)
	3. 防災用品購入補助金	200,000	0	防災機材・用品購入費
	4. 自主防災事業補助金	30,000	1,600	防災訓練時機器の使用等
	5. 事業収入	10,000	13,600	餅つき大会での追加購入分
	6. 資源回収及び補助金	340,000	304,630	回収業者売上金45,430円、浦安市補助金259,200円(2023年2月~2024年1月まで)
	7. 雑収入	30,000	35,002	夏祭り協賛金・上期分利息1円、下期分利息1円
	8. 特別引当金より繰入れ	690,000	300,000	
収入の部合計金額 (A)		2,980,161	2,304,593	
支出の部	1. 総務費	145,000	93,405	清掃費、消耗品、事務用品代等
	2. 役員活動費	150,000	166,779	役員会議費、班長、サポーター謝礼等
	3. 会費・協賛金	90,000	85,840	自治会連合会、社協・赤十字会費・協賛金等
	4. 備品購入費	50,000	185,485	自治会館机補修・鏡追加設置(10,205円+106,980円)・もちつき機購入(38,500円)
	5. 事業費	1,650,000	1,236,608	夏祭り(912,919円)・餅つき大会(84,362円)・さんま祭り(239,327円)
	6. 渉外費	20,000	14,977	管理主任、クリーンメイト御礼品、自治会連合会懇親会会費
	7. 広報費	120,000	135,041	ホームページ年間保守料(105,600円)、ドメイン料
	8. サークル活動補助金	5,000	5,000	卓球クラブ
	9. 防災活動費	20,000	1,600	トランシーバー電波使用料
	10. 防災用品購入費	300,000	14,711	土のう(13,090円)・備品・消耗品購入
	11. 防犯活動費	35,000	33,304	防犯パトロール、パトロール用備品代
	12. 自治会保険料	90,000	76,920	賠償責任保険1件(通年用)、夏祭り生産物保険
	13. 光熱費	15,000	22,980	自治会館ガス代、プロパンガス点検費用
	14. 文化活動費	200,000	195,426	これから会・ふれあい農園・ガーデンニングチーム支援費、コーヒーサロン・子供会活動費、クリスマス電飾電気代
	15. 福利厚生費	50,000	25,000	慶弔費3件(世帯主2件=20,000円、ご家族1件5000円)
	17. 予備費	40,161	0	
	18. 特別引当金	0	0	
	支出の部合計金額 (B)		2,980,161	2,293,076
次年度繰越金 (A-B)		0	11,517	

①次年度繰越金は、京葉銀行新浦安支店普通預金4417421にて管理。

②浦安市資源回収補助金は該当月の2か月後の振込みの為、24年2,3月分は次年度の収入分となる。

【第2号議案】 海風の街自治会 収支決算報告書 その2

2.災害対策準備金会計の部

自2023年4月1日 至2024年3月31日 (単位：円)

区分	科目名称	予算額	決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	3,003,614	3,003,614	
	災害積み立て	0	0	
	定期預金満期利息	52	52	(満期日：5月6日1口、5月8日2口、5月19日2口)
	合計金額	3,003,666	3,003,666	

- 注) 1.目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
 2.災害対策準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
 (災害対策準備金制度規程「利用の制限」第1項)
 3.京葉銀行新浦安支店定期預金4417423にて管理。

3. 特別引当金会計の部

自2023年4月1日 至2024年3月31日 (単位：円)

区分	科目名称	予算額	決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	900,028	900,028	
	普通預金利息	0	4	
	一般会計より繰入れ	0	0	
	合計金額	900,028	900,032	
支出の部	一般会計への繰入れ	690,000	300,000	
	残高	210,028	600,032	

- 注) 1.自治会設立20周年記念事業、一般会計補填のための積立
 2.みずほ銀行新浦安支店普通預金3010648にて管理

以上のとおりご報告いたします。

2024年4月1日

会長 平尾 徳行

会計 芦田 由江

飯野 志絵子

中村 貴俊

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

会計監査 服部 丈夫

相原 勇二

『第3号議案』2024年度 役員選任 (案)

役 職	氏 名	号 棟	備 考(前年度役職)
会 長	平尾 徳行	19A-403	会長
副会長	小林 寛重	22-405	副会長(兼)文化事業部長
副会長	斉藤 憲二	14-305	副会長(兼)防災部長
副会長	橋本 公江	17-503	副会長(兼)総務部長、環境部長
会 計	中村 貴俊	19A-103	会計
会 計	飯野 志絵子	10-105	会計
会 計	芦田 由江	14-602	会計(兼)広報部
会計監査	服部 丈夫	7-105	会計監査
会計監査	相原 勇二	16-404	会計監査 (これから会会長)
担当役員	柳 毅一郎	3-1203	防犯部
//	勝田 聡	5-702	防犯部
//	石川 眞	6-206	新任
//	柴田 顕	11-304	総務部
//	石井 恵子	11-302	総務部
//	芳賀 智子	16-504	婦人青少年部長(子ども会役員)
//	穂刈 公	18-203	防犯部長(兼)環境部
//	勝 光重	19B-208	防犯部
合計	17名		

『第4号議案』2024年度 活動計画(案)

防災部	<ul style="list-style-type: none"> ・夏および冬の防災訓練を実施し、防災に関する住民の意識向上に努める ・分譲棟管理組合、URとの意見交換会に努め、分譲・賃貸棟の防災対策に協力する ・各種災害に備えるため、防災器材、資材の検討と備蓄を進める ・浦安市総合防災訓練等に参加し最新の動向を入手する ・日の出小学校避難所運営委員会(月1回)に出席
防犯部	<ul style="list-style-type: none"> ・定例防犯パトロール(月1回)の実施による防犯意識の向上 ・特別パトロール(夏季、歳末)の実施 ・各種行事における団地内安全確保対策の実施 ・日の出交番連絡協議会等出席し近隣地区との連携した防犯活動 ・浦安市防犯協会等の主催行事に参加して防犯活動を広める ・市内犯罪情報等の連絡や研修会の実施による防犯意識の向上を図る
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンデーの実施 ・浦安市の環境事業に対する協力 ・廃棄物減量等推進員連絡会出席
文化事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回海風の街「さんま焼き大会」の開催：10/26(土)【予定】噴水広場 ⇒ 恒例 海風の街の名物祭りです！ ・その他文化活動 ・支援活動：海風の街ガーデニングチーム花植え 日の出中学校敷地内日の出ふれあい農園
青少年部 婦人部	<ul style="list-style-type: none"> ・珈琲サロン開催 ・子ども会活動の支援
福祉部 厚生部	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字会員募集協力実施 5月 ・浦安市社会福祉協議会会員募集協力実施 7月 ・赤い羽根共同募金実施 10月 ・歳末助け合い共同募金実施 12月 ・葬儀参列
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会会計の実施 ・自治会費の集金および管理 ・新会員加入促進活動の実施
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・総会・役員会・班長会の開催・運営 ・会則及び諸規則の見直し ・文書の作成・配布・保管、自治会備品の管理、消耗品類の補充
広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌発行 <ul style="list-style-type: none"> －自治会活動の予告と報告 －自治会活動を通じて得られた情報の広報 －街づくりや地域活動、居住環境改善等の活動の紹介など ・自治会ホームページの管理と有効活用

海風の街自治会 2024年度定期総会

定例活動			定例役員会開催（原則毎月第3土曜日）班長会開催（随時）
			自治会連合会出席（原則毎月第2水曜日）主催事業・協力事業参加
			防犯パトロール実施（毎月第1土曜日）
			広報紙「自治会だより」（随時）HPの管理
			資源回収実施（原則第1・第3土曜日）
			珈琲サロン開催（毎月第1・3日曜日）
			管理組合棟別委員懇談会出席（7, 9, 12, 3月原則第2日曜日）
			管理組合・自治会連絡会開催
			日の出ふれあい農園参加
			日の出中学校区青少年健全育成連絡会出席
			自転車安全利用推進隊キャンペーン参加
			日の出交番連絡協議会出席
			日の出中学校区青少年健全育成連絡会出席
			日の出小学校避難所運営委員会（月1回）に出席
		廃棄物減量等推進員（ビーンズ推進員）連絡会出席	
2024年	4月21日	(日)	2024年度海風の街自治会定期総会開催
	5月12日	(日)	クリーンデー（管理組合共催）【予定】
	6月～7月		新会員加入促進キャンペーン実施、自治会費集金
	7月14日	(日)	クリーンデー（管理組合共催）【予定】 防災訓練（管理組合共催）安否確認（分譲全戸対象）
	8月	(土)	夏季防犯防災パトロール実施
	8月24日	(土)	夏まつり開催
	9月8日	(日)	クリーンデー（管理組合共催）【予定】
	10月26日	(土)	第12回海風の街「さんま焼きパーティ」の開催 子ども会ハロウィン【予定】
			浦安市総合防災訓練参加
			日の出ふれあい農園収穫祭参加
	11月～12月		クリスマス電飾実施
	12月		歳末防犯パトロール実施
	12月	(土)	冬季防犯防災パトロール実施
	12月8日	(日)	クリーンデー実施（管理組合共催）【予定】
	12月14日	(土)	冬の防災訓練（防災備品説明および点検・試運転）
	12月		子ども会クリスマス会
	25年	1月25日	(土)
3月9日		(日)	クリーンデー実施（管理組合共催）【予定】

【第5号議案】 2024年度 海風の街自治会予算（案） その1

1. 一般会計の部

自2024年4月1日 至2025年3月31日（単位：円）

区分	科目名称	当期予算額	前年度決算額	備考
収入の部	前年度繰越金	11,517	232,481	
	1. 自治会費	1,030,000	1,024,000	新規加入1軒追加515世帯×2000円=1,030,000円
	2. 浦安市補助金	443,925	393,280	均等割 189,000円、世帯割 495円×515世帯=226,600円
	3. 防災用品購入補助金	200,000	0	防災機材・用品購入費×2/3（限度額200,000円）
	4. 自主防災事業補助金	20,000	1,600	自主防災訓練事業費（限度額30,000円）
	5. 事業収入	10,000	13,600	餅つき大会売上金
	6. 資源回収及び補助金	340,000	304,630	
	7. 雑収入	30,000	35,002	普通預金利息、夏祭り協賛金
	8. 特別引当金より繰入れ	400,000	300,000	
	収入の部合計金額	2,485,442	2,304,593	
支出の部	1. 総務費	120,000	93,405	清掃費、消耗品、事務用品代等
	2. 役員活動費	170,000	166,779	役員会議費、班長、サポーター謝礼等
	3. 会費・協賛金	90,000	85,840	自治会連合会・赤十字・社協年会費、各種協賛金
	4. 備品購入費	50,000	185,485	自治会館備品
	5. 事業費	1,200,000	1,236,608	夏祭り90万円、餅つき大会9万円、さんま祭り21万円
	6. 渉外費	20,000	14,977	自治会連合会懇親会、管理主任・クリーンメイト謝礼品
	7. 広報費	100,000	135,041	ホームページ管理代、広報紙発行代、ドメイン管理費
	8. サークル活動補助金	5,000	5,000	卓球クラブ
	9. 防災活動費	20,000	1,600	防災訓練経費
	10. 防災用品購入費	300,000	14,711	
	11. 防犯活動費	35,000	33,304	防犯パトロール、自主警備代
	12. 自治会保険料	80,000	76,920	賠償責任保険2件(通年用・夏祭り用2種)
	13. 光熱費	40,000	22,980	自治会館ガス代、LPガス点検・充填代
	14. 文化活動費	210,000	195,426	これから会助成金、子供会、ふれあい農園、ガーデニングチーム、コーヒースロン、クリスマス電飾電気代
	15. 福利厚生費	40,000	25,000	慶弔費
	17. 予備費	5,442	0	
	18. 特別引当金へ	-	0	
		次年度繰越金(決算時)	-	11,517
	支出の部合計金額	2,485,442	2,304,593	

注) 次年度繰越金は、京葉銀行新浦安支店普通預金4417421にて管理。

【第5号議案】 2024年度 海風の街自治会予算（案） その2

2.災害対策準備金会計の部

自2024年4月1日 至2025年3月31日（単位：円）

区分	科目名称	予算額	備考
収入の部	前年度繰越金	3,003,666	2023年度末 3,003,562円(利息 52円)
	災害積み立て	0	前年度末積立額が 3,000,000円に到達している為
	定期預金満期利息	52	(満期日：5月6日1口、5月8日2口、5月19日2口)
	合計金額	3,003,718	

- 注) 1.目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
 2.災害対策準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
 (災害対策準備金制度規程「利用の制限」第1項)
 3.京葉銀行新浦安支店定期預金4417423にて管理。

3. 特別引当金会計の部

自2024年4月1日 至2025年3月31日（単位：円）

区分	科目名称	予算額	備考
収入の部	前年度繰越	600,032	
	合計金額	600,032	
支出の部	一般会計へ繰入れ	400,000	
	残高	200,032	

- 注) 1.自治会設立20周年記念事業、一般会計補填のための積立
 2.みずほ銀行新浦安支店普通預金3010648にて管理

海風の街自治会会則

[名称・事務所]

第1条 本会は、海風の街自治会と称し、事務所を海風の街自治会集会所に置く。

[目的]

第2条 本会は、自主的な運営のもとに会員相互の信頼と協力により生活環境の向上及び会員相互の親睦をはかり、住みよい街づくりを進めることを目的とする。

[活動]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。ただし、特定の政党・宗教・営利団体および個人の活動に関与しない。

- (1) 会員相互の親睦をはかる活動。
- (2) 健康で文化的な生活を行うための活動。
- (3) 生活環境を維持・改善するための活動。
- (4) 行政機関・住宅管理組合・近隣自治会・その他関係団体と協力して行う活動。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

[会員]

第4条 本会の会員は、浦安市日の出1丁目3番地に住所を置く、住民ならびに法人および区分所有者とし、住民は世帯を単位とする。

[機関]

第5条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 班長会

[総会]

第6条 総会は、本会の最高決議機関とし、定期総会と臨時総会の2種とする。

- (1) 定期総会は、会計年度が過ぎてから2ヶ月以内に会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき会長が招集する。
- (3) 総会の成立要件は会員の過半数の出席とする。欠席者は、委任状をもって出席にかえることとする。
- (4) 議案の議決は、出席者の過半数とする。
- (5) 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- (6) 総会は、次の事項を審議し承認決定する。
 - ア 活動報告及び会計報告。
 - イ 活動方針及び予算。
 - ウ 会則の制定及び改廃。
 - エ 規程の制定及び改廃。
 - オ 会費の改定。
 - カ 役員承認。
 - キ その他必要な事項。

[役員会]

第7条 役員会は、会の執行機関である。

(1) 役員会は次の通り構成される。

会 長	1名	副 会 長	3名
総 務 部 長	1名	広 報 部 長	1名
会 計	2～3名	担 当 役 員	相当数
会 計 監 査	2名		

- (2) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。(また、新たな役員が選出されるまでは、引き続き職務を行うものとする)
- (3) 任期中に欠員が生じたときは、役員会で新たに役員を選出し、次の定期総会に報告する。なお、後任役員任期は、前任者の残余期間とする。

海風の街自治会 2024年度定期総会

(4) 役員の職務

- ア 会長は会を代表し会の業務を統括する。
- イ 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行し会長が欠けたときはその職務を行う。
- ウ 各担当役員は、役員会の定めるところに従い、各担当業務活動を推進する。
- エ 会計監査は、この会の決算について監査を行いその結果を総会で報告する。

- (5) 役員会の運営を円滑に行うため三役会を開催することができる。三役会の構成は以下の通り構成される。
会長、副会長、会計

[班長会]

第8条 班長会は本会の運営を円滑にするために、役員会と協力して業務を推進する。

- (1) 班長会は、班長と役員で構成し、出席者の過半数で決定する。
- (2) 班長会は、役員会が必要と認めた時開催する。
- (3) 班長会の議長は、自治会長が行う。自治会長が欠席の場合は、自治会副会長または自治会役員が議長を代行する。
- (4) 班長は、原則として各棟別に1名選出する。ただし、世帯数の多い棟については、役員会の承認の下に班長を増員することができる。
- (5) 班長の役割および業務は、次の通りとする
 - ア 防災・防犯の連絡、自治会広報および行政等の連絡文書の配布、回覧、掲示。
 - イ 自治会入退会の受付と年会費の集金。
 - ウ 役員会への防災・防犯および計報の連絡。葬儀の支援・協力。
 - エ 自治会諸行事への協力。

[専門部会]

第9条 本会の目的を達成するために、次の専門部を設ける。

防 災 部	防 犯 部
環 境 部	婦 人・青少年部
福 利 厚 生 部	文 化 事 業 部

- (1) 専門部の部長・副部長は、担当役員をもって充てる。
- (2) 専門部は、会員を部員とすることができる。

[実行委員会]

第10条 本会の目的を達成するために、実行委員会を置く事ができる。運営要領は、別途、細則に定める。

[名誉会員]

第11条 会長は、役員会の承認を得て名誉会員を置く事ができる。詳細の取扱いは、別途、規程に定める。

[会費・会計]

第12条 本会の、経費は会費・助成金・寄付金・その他の収入により賄う。

- (1) 本会の会費は、月額200円とし、年1括払いの場合は、年額2,000円とする。会費は班長を通じて納入する。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 納入された会費は返却しないものとする。

[規程・細則]

第13条 本会を運営していく上で必要な規程、細則を定めることができる。

- (1) 規程は、会則に明記されない規則を定めることとし、制定及び改廃は総会の承認事項とする。
- (2) 細則は、自治会を運営する運用手順を定めることとし、役員会において制定及び改廃する。

[付 則]

- 1 この会則は平成3年6月29日より施行する。
- 2 この会則は平成9年5月18日より改定施行する。
- 3 この会則は平成14年4月21日より改定施行する。
- 4 この会則は平成15年4月20日より改定施行する。
- 5 この会則は平成19年4月22日より改定施行する。

災害対策準備金制度規程

【 目的 】

海風の街団地の災害に備えて、住民の安全を確保するための緊急を要する出費に対処するため、災害対策準備金（以下：準備金）を設ける。

1. 被災時に迅速・適切に対応するための財源を確保する。
2. 被災時における物資一括受給契約を近隣店舗と結ぶための裏付けの資金とする。

【 金額 】

1. 準備金の金額は、被災直後の3日間×960世帯×千円と想定し、目標額を300万円とする。

【 準備金勘定への繰り入れ 】

1. 自治会会計に災害対策準備金勘定を設けて、一定額を準備金に繰り入れる。
2. 自治会会計決算に剰余金が生じた場合、適当額を災害対策準備金勘定に繰り入れる。
3. 資源ゴミ回収事業の収益金を災害対策準備金勘定に繰り入れる。
4. 準備金勘定への繰り入れは、目標金額の300万円を準備できた時点で繰り入れを停止する。
5. 準備金は、会計が専用通帳で管理し、残高を決算時に報告する。

【 使用の制限 】

1. 準備金の使用は、災害対策本部が設置された場合に限る。
2. 対策本部長は、災害対策本部の助言に基づき準備金を取り崩し、資金使途を災害対策に限定して使用することが出来る。
3. 防災部は、被災時における物資一括受給契約を近隣店舗と結ぶために活動し、準備金の使途を役員会の承認を得て予め決定することが出来る。

【 付 則 】

1. この規程は、平成10年4月26日より施行する。
2. この規程は、平成24年4月22日より改定施行する。

海風の街自治会集会所管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浦安市海風の街自治会集会所（以下「集会所」という）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 集会所は原則として会員が使用責任者となり使用する。

(1) 集会所は連帯感を持ち快適で健全な生活環境のもとで健康的な生活・福祉増進・文化向上を目的とする

団体・地域住民等の体育、娯楽、研修、集会等の場所を提供するものとする。

(管理)

第3条 集会所の管理は、自治会が行うものとする。管理責任者は、自治会長とする。

(使用の承認)

第4条 集会所を使用する者は、集会使用申請書により管理者の承認を受けなければならない。

但し、急を要する場合はこの限りでない。

(使用の制限)

第5条 管理者は申請者が次の各号に該当する場合は、集会所の使用を承認しない事ができる。

(1) その使用により騒音、その他で付近に迷惑をかける恐れがある催し、または会合に使用するとき。

(2) 営利を目的とする催し、または会合に使用するとき。

(3) 政治活動・宗教活動に使用するとき。

(4) 集会所の維持管理上、その目的により支障を生じるとき。

(5) その他、集会所設置の目的に反すると認められるとき。

(使用承認の取り消し)

第6条 管理者は、第4条の規程により使用を承認した者に対し、次の各号に該当する場合は、その使用の承認を取り消し、若しくは停止することができる。

(1) この規程に定める条件に違反したとき。

(2) 集会所の維持管理上支障があると認められたとき。

(3) 急を要する公的な会議があるとき。

(順守事項)

第7条 集会所を使用する者は、その管理上次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 承認を得た使用目的以外に使用しないこと。

(2) 集会所の使用に際し、模様替え、または設備を付加するなど一切しないこと。

(3) 使用を終了したときは、清掃及び火の始末等を充分に行うこと。

(4) 集会所の施錠を行い、管理担当者に鍵を返納すると共に使用終了を報告すること。

(5) その他、この規程の趣旨に反する一切の行為をしないこと。

(損害賠償)

第8条 管理者は、集会所を使用した者が集会所の施設等を損傷した場合は、これによって生じた損害を使用者に弁償させることができる。

(管理権限の委任)

第9条 管理者は、この規程に関する権限につき管理担当者を定め、その権限を委任することができる。

(付 則)

1. この規程は、平成6年4月17日より施行する。